

「福岡市 確認申請の手引き 平成21年12月」の正誤表(H22.2.17追加修正部分)

H22.2.17

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|--------------|-----------------------------|--|---|
| 42 | 下から3行 | ※ガードレールがある場合についてはガードレールの内側が原則有効幅員とする。ただし、設置されたガードレールの位置が適切でない場合は、協議の上道路幅員をガードレールが適切な位置にあるものとした所より測定する。 | ※ガードレールが設置されている場合は、ガードレールがないものとして幅員を測定する。 |
| 232 (再修正) | 右の表 1団地認定又は許可の 取り消しの欄 | 6,400円+12千円×(棟数-1) | 6,400円+12千円×(棟数) |